○四国地方整備局告示第百三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

四国地方整備局長　石橋　良啓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十五号及び百九十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
阿南市西路見町江川七〇番一から同市福井町日の地三八〇番五まで	前	A 七・五五～六四・〇〇	一八・六八二	上記A・B・C及びDは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 二五・三二～二一五・一四	三・六三二	
	後	A 七・五五～六四・〇〇	一八・六八二	
		B 二五・三二～二一五・一四	三・六三二	
		C・D 一二・六四～一〇五・一〇	六・二七二	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
熊本県葦北郡津奈木町大字千代字上門三八七番二から同町大字千代字原田六二五番一まで	前	A 一二・〇〇～三四・五〇〇	〇・四九四	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一二・〇〇～五三・九〇〇	〇・四九七	
	後	A 一二・〇〇～四六・〇三〇	〇・四九四	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	熊本県葦北郡津奈木町大字千代字上門四〇九番四から同町大字千代字原田六〇六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十二月四日

○九州地方整備局告示第百四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
飯塚市有安字山ノ神一〇二五番一二から同市有安字山ノ神一〇二五番一一まで	前	二一・六〇～三六・〇〇	〇・〇六七	
	後	二〇・四〇～二四・四〇	〇・〇六七	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

○北海道開発局告示第百八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
北海道天塩郡天塩町字オヌプナイ五三七六番五から同町字ウブシ五一九六番四まで	前	三〇・六六～一三五・一四	五・八〇九	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	三一・五三～一三五・一四	五・八〇九	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

○北海道開発局告示第百九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十八号及び二百三十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
紋別市沼の上一七八番から同市小向七九番一まで	前	A 九・五〇～一二四・三〇	七・九二一	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 二一・一～一〇七・七〇	二・四四六	
	後	A 九・五〇～一二四・三〇	七・九二一	
		B・C 一四・七〇～一〇七・七〇	三・四六五	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第百九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

北海道開発局長　本田　幸一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百四十二号	北見市留辺藥町金華七五一番六から同市留辺藥町旭西二〇三番六まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成二十七年十二月五日